

事業計画書

…令和4年4月1日～令和5年3月31日

公益財団法人一商奨学会

1. 奨学金給付事業

(1) 定款第4条第1項第1号の事業

前事業年度に引き続き本事業(一般奨学生に対する育英奨学金給付事業)を実施する。給付人員は27名を予定し、1人当たり80,000円、計2,160,000円を予算として計上する。

(2) 定款第4条第1項第2号の事業

本年度になって世界的にコロナ感染症は収まりつつあり、現時点での日本と英国での出入国に当たってワクチンを完全に接種(3回)していれば、防疫上の待機が不要となっている。そのため、状況が現状のまま推移すれば、本年度の本事業(留学奨学生に対する奨励奨学金給付事業)は実施可能と判断される。

したがって、2年生2名、1年生2名計4名の留学奨学生を募集・選抜し、奨励奨学金給付事業を復活させる。そのために必要な経費予算1,750,000円を計上する。

ただし、募集・選考開始時期の時点で状況が悪化していた場合は、募集・選考は中止する。

(3) 定款第4条第1項第3号の事業

本事業(課外活動奨学生に対する奨励奨学金)は、対象奨学生が課外活動において公的な団体等で全国大会等に東京都代表として選抜され、さらにその活動に当たっての費用負担に後援が必要として東京都立第一商業高等学校長が判断し、本会にその費用負担としての奨学金の給付を願い出た場合に実施されるものであるため予算は計上しない。

よって、学校長による給付願いが生じた場合には、原則としてその給付は奨学生選考委員会の決議を経て理事長が決定する。ただし、その奨学金額が多額の場合には、理事会の決議により予算補正の措置を執ることとする。

2. 財政

本年度給付予定の奨学金総額は3,910千円(育英奨学金2,160千円、奨励・留学奨学金1,750千円)であり、また、これに加え給付事業を実施するための関連費用389千円を予定している。なお、この支給のための財源は、奨学金給付のために積み立ててある資金147,700千円等の運用益2,800千円及び受入寄附金並びに同未使用額を取り崩して充当する。

3. 募金活動

奨学金給付事業の将来的な維持継続を図るため広く社会に募金活動を行うこととする。

募金によって得られた資金は、当該事業年度の財政収支のマイナス差額に充当し、充当後に残余の資金が生じた場合には、将来の奨学金給付の財源として積立て当該資金の運用益又は当該資金を奨学金給付原資とする計画とする。